

女性及び18歳以下の遊漁者の取り扱いについて (溪流・鮎遊漁券)

中学生以下	遊漁券は不要です。
女性の方	遊漁券は不要です。 ※監視員に身分証明書の提示を求められた場合は、速やかに性別のわかる身分証明書を提示してください。
18歳以下 (16歳～18歳)	遊漁券が必要 (成人との区別が難しいため) ・遊漁券取扱店で、年券の交付を受けてください。 ※身分証明書のコピー提出が必要です。提出いただけない場合は、年券の無料交付は受けられません。

- ・溪流、鮎ともに、19歳の誕生日以前に年券を交付した場合、遊漁期間中に誕生日を迎えても、漁期終了まで年券は有効とする。
(令和5年は2004年(平成16年)の方が、誕生日で19歳になります。)
- ・万が一、年券の使いまわし、不正使用等のトラブルが発覚した場合は漁協で対応しますので、ご一報ください。住所、氏名等、可能な範囲で情報提供をお願いいたします。

ご不明な点は漁協事務所までお問合せください。0254-52-3758